1977年12月3日第三種郵便物認可（毎月1･2･3･5･6･7の日発行）2019年9月22日発行SSKP通巻7258号

SSKP はれのちくもり

第119号
ピアス通信別冊第40号

この通信では、就労移行事業所・自立訓練事業所ピアスのトレーニングやイベントを中心に「働く」ことに関する情報を発信していきます。

日々の中で感じた差別や偏見について考える

「病気になってから、発病前の友人との付き合いを遠慮してしまう」「自分の障害について知らない人とのやりとりの中で、偏見を恐れてしまい、どう答えていいのか悩んでしまうときがある」という声がありました。そこで今回は生活の中で感じる差別や偏見について特集します。

まずは障害と差別について深くかかわっている法律「障害者差別解消法」について調べてみました。

★障害者差別解消法って、何だろう？

「障害を理由とする差別の解消をすすめ、**障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いの個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす**」ことを目的とした法律です。具体的には、**①障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止**、**②合理的配慮の提供義務**を定めています。

この法律ができた背景には、国連で採択された「障害者の権利に関する条約」が大きく関わっています。これまで「差別」というと「障害があるという理由で市役所の窓口対応を断る」というような「等しい者に異なる扱いをすること」を差別だと考えていました。しかし、権利条約では「必要としている者に合理的配慮を提供しないこと」、つまり「**異なるものを異なって扱わない」ことを差別とみなす**という、新しい考え方を示しました。

翌年に日本はこれに署名し、権利条約の定める指針に則って法改正を進めていきます。その中で生まれたのが**「障害者差別解消法」**です。

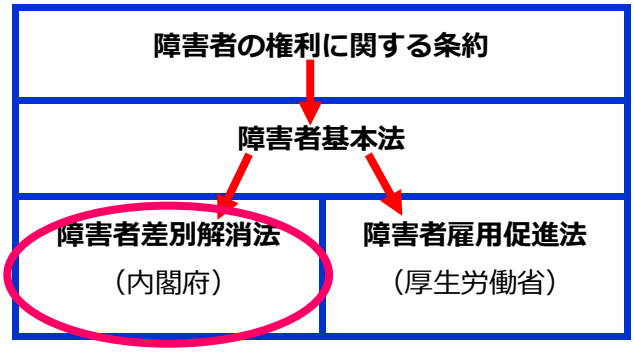

★差別解消法のポイント

―「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供義務」の対象になるのは誰なの？

行政機関（省庁や市役所など）と**事業者**（お店や病院など）が該当します。

―法律の指す「障害者」の定義は？

「障害や社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者」とされています。たとえば「足が不自由で、車いすに乗っている」という個人の要因によって障害が生まれるのではなく、「車いすで登ることのできない段差がある」というような、**社会における様々な障壁によって障害が生まれるという「社会モデル」の考え方を踏まえています**。そのため、**障害者手帳の所持者に限定していない**のが特徴的です。

■実際のできごとから考える

次はオープナー談話室の皆様に協力をいただき、**日々の生活の中で差別や偏見だと感じたことや、周囲からの偏見を感じ、生活しづらいなあと思ったこと**について、アンケートをいただきました。そのうえで、障害者差別解消法とどう関わり、考えていくことができるのかを話し合い、まとめてみました。

行政・公共機関編

市役所や公共の施設の職員が、自分が障害者だと分かったとたんにタメ口になり、まるで子供に話すような口調になったことがある。すごく見下された感じを受け、大人として対応してほしいと思った。

相手は良かれと思ってやったことかもしれませんが、受け取る側が嫌な気持ちになってしまった、というケースです。相手に差別の意識はなくても、他の人との対応の違いがあるのは、タメ口で話された側としては「偏見がある」と感じてもおかしくないと思います。

市役所や公共施設などは**障害者差別解消法の対象になるので、職員に差別の意図がなくても、法の適用となる可能性が高い**と思われます。しかし、**どこに訴えていいのか、どういった配慮が適切なのかなど、その後の対応という点においては分からないことも多く**、難しいケースと言えるかもしれません。

事業者編

病気への偏見を恐れ、美容院などで、働いていない理由が言えなかった

これは企画会議のときに私達からも似たような意見が出て、共感する方も多いかもしれません。病気のことや、働いていない理由などは、周りに言いづらかったりしますよね。ただ、この場合の美容師さんは障害のことを外見だけでは判断できず、周りと同じ対応をしているだけで、障害者差別解消法は適用されない可能性が高いと思われます。障害者差別解消法の「基本方針（基本的な考え方を定めているもの）」によると、**社会的障壁の除去や合理的配慮の実施にあたっては、障害者からの意思表明が必要である**と書かれています。

法が適用されるには、**相手も自分の病気や障害について知っていることがポイントになる**と考えられます。精神障害の方の場合、身体障害や知的障害を持つ方たちに比べると目に見えづらく、自分から言わないとわかってもらえないことが多いので、実はこういった問題は身近にひそんでいるのかもしれません。

「これって差別になるの？」■

家族・親戚編

・親が、自分のことを親戚に話さない。自分の話題を避けることがある

・親戚や家族から「お前は親族と付き合わなくていい」と言われた

これも私達の中で同じ話題が出て、とても身近な問題だと感じました。行政機関や事業所に比べて家族の距離は近いため、こういった差別や偏見の目にさらされることが頻繁に起こるかもしれません。他にも「周囲の偏見を恐れるために、近所づきあいを必要以上に避けるようになった」という意見もありました。

法律によると、「国民は差別解消を進めていくよう努める」と書かれています。しかし、差別解消の措置（合理的配慮の提供など）の法的な対象は行政機関や事業者に限られているため、今回のケースは個人に対する言及となり、法の範囲外になることが考えられます。しかし、だからといって**偏見や差別をしていいということではないので、これも難しいテーマです。**

・・・まとめ・・・

差別解消法について調べていく中で、差別解消の措置の対象が行政機関と事業者で、家族や友人が対象にならないというのを知りました。まだまだ法律の目的や、対象が誰なのかということが、社会に知られていない現状があるとわかりました。

美容院の例で見たように、精神障害のある方は法律の範囲内で、差別や偏見を感じづらいのかなと思いました。業務体験プログラム内の話し合いの中でも、日々の中で感じる差別や偏見について意見が多く出たのも、家族や友人などから受けたものが大半でした。精神障害の「見た目でのわからなさ」は、「レストランへの入店拒否」や「バスの乗車拒否」のように見えやすい事例は起きづらいのかもしれません。自分から障害について公表しないと相手にはわかってもらえないという「開示する壁の高さ」があるように思いました。

・・・感想・・・

みなさんの意見を読んで、障害者に対する差別や偏見を完全になくすのは難しいと感じました。障害者差別解消法の制定によって、少しでも差別や偏見がなくなり、障害者にとって暮らしやすい社会に変わってゆけばいいなと思いました。

（メンバー　M）

今回の障害者差別解消法は難しかったですが、個人的にはとても面白く、また、自分たちに直接関係が深いことで、すごく為になりました。

（メンバー　A）

定着支援報告

秋の涼しさ恋しい9/7、2ヶ月ぶりにピアスOB会を行いました。今回は14名の方に参加をしていただき、茶話会をしつつ今後のOB会でやりたいことのアイディア出しを行いました。

「バーベキューがやりたい」「スポーツは？」「ファミコン大会！」「一人暮らしをするときに役立つこととか、生活の情報を知りたい」などなど。たまに会うみんなと、今後も楽しい時間を共有しながら、ときには仕事の苦労も分かちあえる、そんなピアスOB会を続けていけたらいいな、と思っています。

当日参加をしてくれたOBのYさんの感想です。

「いろんな人と出会えて楽しい。いろんな意見あり、もりだくさん。あっちもこっちも話がうまれて連帯感を感じた。みなさんがいろんな考えを持っていて参考になりました。カラオケという案がでていたからか、OB会のあと希望者でカラオケ。それもうれしい。リフレッシュできました。」

次回は**10/12（土）の10:30**からです。よかったら、当日午後に行われる「法人報告会＆上映会」までお付き合いくださいませ！

ピアス　長野

ピアスからのお知らせ

◆先月から、お弁当のメニュー表を棕櫚亭のホームページに掲載しています。
面談などで来所の際、ぜひぜひご利用ください(*^-^*)/

◇10/10：YMCA講演会：生徒さん向けに、職員とメンバーがピアスの講演をします！
◆10/12：AM　OB会：茶話会を予定しています。
PM　法人報告会：棕櫚亭の1年間の取り組みの発表と、映画上映を行います。
◇10/25：多摩あおば病院のお祭りに参加します！
この夏に出版した本を宣伝する予定です♪

ホームページでは最新情報をお届けしています。
→www.shuro.jp
または『棕櫚亭』で検索！

ピアス通信のバックナンバーや、
メニュー表もここから♪→

【編集】国立市富士見台1-17-4
社会福祉法人　多摩棕櫚亭協会
就労移行支援事業所ピアス内
はれのちくもり編集委員会
Tel 042-575-5911
【発行】特定非営利活動法人
障害者団体定期刊行物協会
〒157-0072 世田谷区祖師谷3-1-17-102
Tel 03-6277-9611
【定価】100円